

平成10年
11月25日

第97号

発行 守 谷 町 議 会
編集 守 谷 町 議 会 事 務 局
TEL (0297) 45-1111 (内532)
茨城県北相馬郡守谷町
大字大柏 950-1

もりやまち 議会だより

もくじ

- ①ページ 議決内容
- ②ページ
- ③ページ
- ④ページ 一般質問
- ⑤ページ
- ⑥ページ
- ⑦ページ
- ⑧ページ 決算のあらまし・その他



こころ潤う芸術の秋（アートまつり）

平成九年度決算認定

教育委員会委員に北村哲朗氏再任

平成十年第三回定例会が、去る九月三日から十八日まで、十六日間の会期で開かれました。
今回の定例会には、町長提議議案二十四件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

第三回定例会 議 決 内 容

- 平成九年度各会計決算認定
関係記事は八ページに記載してあります。
- 報告
○平成九年度守谷町一般会計継続費精算報告
- 教育委員会委員の任命
○北村哲朗（守谷町大字守谷甲二五五番地 六十四歳 再）
- 条例の一部改正
○守谷町選挙公報発行条例の一部を改正する条例
公職選挙法の改正による選挙公報の字制限廃止に伴い改正するもの。
- 守谷町職員定数条例の一部を改正する条例
行政需要の複雑多様化に伴う行政サービスの向上を図り、職員定数を変更するもの。
- 守谷町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
茨城県医療費助成制度の自己負担導入に伴い、町単独で補助する制度及び妊産婦の医療費を助成する制度の創設をするもの。
- 守谷町国民健康保険条例

の一部を改正する条例

茨城県医療福祉制度の改正に伴い、現行の妊産婦医療手当金を守谷町国民健康保険条例から削除するもの。

●補正予算

○一般会計
歳入歳出それぞれ五億四千四百三十三万四千円増額及び地方債の変更。

○公共下水道事業特別会計
歳入歳出それぞれ一億七千九百四十七万六千円増額及び地方債の変更。

○国民健康保険特別会計
歳入歳出それぞれ七千三百八十九万九千九百円増額。

○老人保健特別会計
歳入歳出それぞれ八百四十九万八千円増額補正。

○守谷駅周辺一帯型土地区画整理事業特別会計
歳入歳出それぞれ一千三百九十四万八千円増額。

○公共用地先行取得事業特別会計
歳入歳出それぞれ六百六十五万一千円減額。

○農業集落排水事業特別会計
歳入歳出それぞれ三億五千七百九十五万三千円増額補正。

○水道事業会計
収入は、水道加入に伴う分担金収入の増額及び農業集落排水事業特別会計からの配水管布設工事負担金の繰入で、支出は、浄水及び配水施設修繕費用の増額と人事異動に伴う人件費の減額及び茨城県南西地域広域水道整備促進協議会設立による負担金の増額。

●工事請負契約の締結
○守谷中学校金工木工室改築工事

○十国補公下第四号・十単公下第四号合併工事

○十国補公下第五号・十単公下第五号合併工事

○野木崎地内の下水道工事。

野木崎地内の下水道工事。

議員提出議案

○茨城県企業局水道料金値上げに反対する意見書

守谷町水道事業及び住民生活への影響を考慮し、関係機関に対し、意見書を提出するもの。

○ゆきとどいた教育を求める意見書

子供を取り巻く学校教育環境の改善・改革を求め、関係機関に対し、意見書を提出するもの。

請願・陳情

皆さんから出された請願・陳情の審査結果をお知らせします。

★採択
○道路舗装に関する陳情

○「ゆきとどいた教育」を求める意見書提出」に関する陳情

★継続審査
○「難病患者に対する見舞金制度の制定に関する陳情」

○アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する請願

★審議未了
○「労働基準法改正に関する意見書」提出を求める陳情

●継続審査中の請願・陳情

★不採択
○著作物の再販売価格維持制度存続を求める意見書採択についての陳情

★継続審査
○自主流通米の「値幅制限」廃止をやめ麦の政府買い入れの継続を求める陳情

臨時会

去る七月二十四日に第三回臨時会が開催されました。以下、議決内容をお知らせします。

●補正予算

○一般会計
歳入歳出それぞれ八百一十七万七千円増額補正、継続費の追加及び変更。

○公共下水道事業特別会計
歳入歳出それぞれ一千五百五十万円の増額補正及び地方債の変更。

○守谷駅周辺一帯型土地区画整理事業特別会計
歳入歳出それぞれ二百九十万円の増額補正。

●工事請負契約の締結
○高野小学校校舎増築建築工事

○高野小学校校舎増築電気設備工事

○高野小学校校舎増築給排水空調設備工事

○高野小学校プール改築工事

○代替地造成工事 その一大字守谷字溜地内の宅地造成工事及び上水道工事。

○農業集落排水事業（西板戸井地区）第一工区管路施設工事

○農業集落排水事業（西板戸井地区）処理施設土木建築工事

●工事請負変更契約
○高野小学校造成工事

一般質問

(要旨)

本定例会における一般質問は、去る九月十六・十七・十八日の三日間にわたって行われました。質問には十名が登壇し、活発な質問が行われました。

南北団地のふれあい道路沿線出入口について

中田孝太郎 議員

中田議員 常総ふれあい道路は、近年、守谷町の発展と共に大変混雑している。

その沿線地域では、歩道の切り下げが禁止されていると聞いているが、現在、住宅展示場となっている場所では、沿線から出入りできる様になっている。なぜこの場所だけ出入りできるのか、その経緯について伺いたい。

都市整備部長 ふれあい道路は、団地計画の中で景観を重視し整備したものであり、沿線からの無秩序な出入りを許可すると、歩道の切り下げや、植樹帯の分断により景観を損ねてしまい、また交通上からも非常に危険であることから、沿線の歩道の切り下げは許可していない。

また、議員指摘の場所は、業務用地であり、町と公団の当初計画の中で、各街区に一カ所だけ歩道の切り下げを認めている。

中田議員 業務用地においては、地域の活性化など、町民にプラスになるような計画に基づき、受入れを図った業者であれば認めてもよいが、現在入っているのは営利企業であり、公平性



ふれあい道路 (南団地)

コンピュータ 二〇〇〇年問題

中田議員 現在、コンピュータでは、西暦は下二桁で表記されているため、西暦二〇〇〇年には〇〇年となり、一九〇〇年と読み上げられ、その結果、国民の年齢の計算誤りや、年金受給者が除外される等の問題発生が予想され、中央省庁においても、国民生活に直結するものは四百項目あると言われている。

そこで、政府は危機管理計画を作成し、地方公共団体にも同様の対応を求め、必要ならば地方交付税で対応するとしているが、守谷町では、どの様な体制をとっているのか。また、今後の対応について伺いたい。

総務部長 平成七年度の予算執行管理システムを皮切りに、住民記録、税金収納、国民健康保険システム等を導入している。

その中核をなす基幹システムとして、各課に接続されたクライアント(端末)と、住民情報及び財務会計を統括しているサーバー(親機)が仕事を分担・分散して一つの処理を行う、クライアント・サーバーシステムを採用している。

このシステムを導入するに当たり、当然二〇〇〇年問題について対応しており、解決済みと考えている。

また、中央図書館の図書システム等、未対応になっているものについては、一九九九年末までには対応していききたい。

庁舎周辺土地 利用構想

中田議員 庁舎周辺の土地利用構想については、平成二年度に町の周辺土地利用調査として三百万円の予算を計上し、住宅公団に調査依頼したと思うが、その経過について伺いたい。

総務部長 庁舎周辺土地利用調査は二回行っているが、その結果に基づき、公団の計画に対して具体的に動いていない。

平成三年三月に庁舎周辺の土地利用構想が策定され、この中で民間活力の導入が調査結果として出てきた。

当時の守谷町の状況を考えると、常磐新線、駅周辺の整備、守谷東土地画整理事業の開発等が展開されており、町独自の資金を投入しての整備は非常に困難であるという状況であった。

そこで住都公団による整備を考えたが、五割買収で実施できた昭和四十年当時の状況と大きく様変わりし、現在では六割の買収をしなれば実施できない状況であり、難しいものがある。

中田議員 町長の諮問機関である市民会館等建設委員会から、平成十三年に予定される市制施行に向けて、また、庁舎周辺に建設することが望ましい、といった答申が出ており、今年三月の予算特別委員会において、

市民会館等建設用地測量委託料七百二十万円、設計監理委託料の市民会館等建設基本計画委託料八百八十五万円を計上したとの説明を受けたが、その後の動きが一つも見えない。町ではどのように考え、進めていくつもりか伺いたい。

ダイオキシンの対策

山田 清美 議員

山田議員 ダイオキシンはごみの焼却により発生し、その排出される煙にも、焼却した残りの灰にも含まれている。

環境センターから出る焼却灰は、何の処理もせずダイオキシンを含んだまま、地区外に埋め立てられていると聞いているが、それはどこの地区か。また、処理の安全性について伺いたい。

町長 民間業者に処理を委託し、北茨城市、千代川村、鹿嶋市、敦賀市にある管理型の埋立処分場で処理しており、灰については、ダイオキシン等の測定結果をつけて排出している。

山田議員 常総広域では、様々な高温溶融方式の中から、燃料が重油であるバーナー燃焼方式を採用する方向とのことであるが、どのような角度から検討を加えたのか、また、どのくらいのスパンで設置できるのか伺いたい。

町長 安全性を一番に考慮し、先進地視察等を何度か実施し、燃焼溶融方式とい

町長 我々としては庁舎周辺を考えており、今後委員会に具体的な場所について諮り、議会の理解を得て測量等に入っていきたい。

また、建設に当たっては、非常に財政も厳しいが、市民会館の建設基金等を充てて土地を取得していきたい。

中田議員 十万都市を目指す守谷町には、町民を集約できる施設は中央公民館だけであり、多様化する行政需要には対応できない。答申や予算を生かし、積極的に取り組んで頂きたい。

う結論に至ったが、その燃料規模等については未定である。

時期については、現在ある焼却施設の耐用年数や、スラグとして出たものを再利用できる施設が必要であることを考え合わせ、今後の計画を立てていく必要があるが、現段階では答えられないが、少なくとも三年から五年は必要と考えている。

山田議員 焼却灰の溶融施設を設置する場合、現在の常総広域の場所に併設されるか、経済性の問題から近隣になるかと思うがどうか。

また、最終処分場の場所を決定する際、どの様なプロセスで説明会を開催していく考えか伺いたい。

また、最終処分場の場所については、今後施設の内容を再度十分に検討し、地元の人々を十分に説明して住民説明会を開催していくことになるかと考えている。

山田議員 再利用計画は非常に重要なことであり、環境センターを利用して、広域市町村の問題として、広域内の道路工事等の発注業務に、一定量のスラグ使用の義務付けを検討して行くべきかと考えるがどうか。

また、RDFというごみ固形燃料を燃料として使用していると思うが、高温溶融炉にも燃料として使用できる施設もある。RDFの確保も含め、総合的に検討する必要があると考えるがどうか。

町長 再利用については、広域構成市町村で検討し、公共事業において使用していく必要があると考える。

また、RDFについても、委託先で施設をつくっている状況であり、今後の計画にあわせて検討課題になると考えている。

山田議員 当町での、公立学校を含めた、町内の工場、事業所、家庭での小型焼却炉の利用度及び実態は把握しているか。

生活経済部長 町関係施設及び小・中学校においては、平成九年十月から小型焼却炉の使用を全面禁止している。また、工場、事業所、一般家庭に対しては、広報、通知等により適正使用の指導を行い、その中で、木くず、紙くず等、ダイオキシン発生率の比較的低いものの焼却炉使用は認めている。今後も引き続き適正指導を行っていきたい。

また、町の補助金交付要綱に基づいて焼却炉を購入した家庭については、焼却炉台帳により把握できるが、一般家庭、事業所等、個別の把握は行っていない。

山田議員 これまで行政は、小型焼却炉の奨励によるごみの減量化を図ってきた経緯もあるが、それを使用禁止とするには、最後まできちんと管理、指導する等の責任を持つことが一番重要であり、積極的に無料で回収する等の必要があると考えるがどうか。

生活経済部長 現在、町では不要になった焼却炉を無料で回収している。今後、町で補助金を交付し、小型焼却炉を購入した世帯の実態を調査していきたい。

山田議員 ダイオキシン測定の費用は高く、データの蓄積がなかなかされないという現状であるが、小型焼却炉を持つ事業所や、測定を希望するところがあれば費用の一部助成をし、町内のデータ収集をすべく考えるがどうか。

生活経済部長 ダイオキシン発生の原因は、過去の焼却、除草剤等による影響なども原因であると言われており、現時点では測定した数字への対応策が明確にされていないため、今後、測定希望者に対する費用助成ではなく、ダイオキシンの発生抑制対策を積極的に推進していきたい。

山田議員 環境問題が注目されているが、当町では環境に関する教育を現在どの様に行っているのか。

教育長 環境教育一般については、新教育課程では、総合学習の内容として取り上げられており、現在町では、新教育課程の趣旨等を参考にしたが、教科学習の中で知識理解学習、特別活動において進めており、今後拡充していく必要があると考えている。

山田議員 厚生省の調査で

は、低濃度ながら、火葬場からもダイオキシンが検出されたと報告している。守谷町に隣接する火葬場については、その施設周辺の調査を実施しているか。町長 現在のところ調査は実施していない。この施設の管理者は取手市長であり、今後、管理者の方に調査の依頼等を図っていきたい。

学校週五日制 に向けての準備

山田議員 完全学校週五日制は、平成十四年四月から実施予定であるが、その移行の過程と、町当局の準備対応について伺いたい。教育長 平成十年七月に教育課程審議会の答申を受け、文部省では本年度中に学習指導要領の告示を行うため、十一年度から十三年度までが新教育課程への移行期間となる。

町としては、平成十三年度までは現行のカリキュラムで進行していくが、現行の中に新教育課程の趣旨を生かしながら、進めていきたい。そして、今年度中に学習要領が出るので、学校長を中心とし、三年間にわたり新教育課程の作成を進めていく。

学校教育においては、新しい内容も含めた各教科、道徳、特別活動等の指導計画を具体化していく必要があると考える。

また、生涯学習については、学校週五日制推進委員会において検討し、子供たちを家庭の力、地域の力で育てていくという基本方針で様々な事業を進めている。さらに、教育委員会としても各種活動の充実、あるいは様々な行事を行っているが、今後検討し、平成十四年度の完全実施に向けて充実し



子供達にゆとりある教育を！

たものにしていきたい。山田議員 現在の週五日制において、一カ月の授業時間の削減はしたが、学習指導要領では総時間の削減が行われていない。このため、現場の教師や児童・生徒の負担が増え、教育水準を保つため受験科目以外に削られていくと聞いているが、現状はどうか。教育長 一週間単位で見れば、現在、土曜日に三時間授業を行っており、一週三時間が削減されることになる。対策として、三時間のうち二時間はゆとりの時間を充て、残りの一時間については、年間の総授業時間数は三十五週を基準に算出しているが、実際は四十週行っている。余裕時間が生じ、計算上は成り立つ。しかし、負担増や受験以外の授業削減等も予想され、県教育事務所や私自身も指導している状況である。

山田議員 完全週五日制実施の際には、どのような教育内容になるか把握しているか。教育長 新教育課程では、土曜日を二時間として計算し、年間三十五週であるから、総時間数で七十時間の削減となる。また、教育内容については三割削減すると発表している。そして、その特徴としては、小・中学校に総合学習

を導入し、また、本町では既に四人の外国人教師を招いているが、さらに充実できるものとして国際理解教育の推進、知識や技術の優れた一般社会人教師の導入を進めていく等の新基軸が出されている。山田議員 完全週五日制になると、子供たちと地域との関わりは益々必要になってくると考える。そこで地域の受け入れ体制の問題が出てくるが、どの様に進めていく考えか伺いたい。教育長 教育改革の中において、学校審議会等を設け、地域の各階層から学校教育、学校、家庭に対する要望を協議していくことが提案されている。今後の移行期間の中で、十分研究していきたい。

各種契約の透明性を図れ！

吉田 実 議員

吉田議員 守谷町では、平成六年から一般競争入札を施行しているが、実施状況と、そのメリット、デメリットを踏まえ、今後本格的に導入していく考えがあるかどうか伺いたい。総務部長 一般競争入札については、建設工事と土木工事を実施しており、平成六年度に二件、七年度に一件、八年度に二件の計五件行っている。また、助役を委員長とする選定委員会が、入札あるいは契約制度検討委員会として継続的に審査を重ねており、今後も町で発注する工事の規模、難易度、施行能力等を考慮し、一般競争入札を含め、公正あるいは競争性、透明性を研究し、実施していきたい。吉田議員 地方自治法施行令第百六十七条二項には、

随意契約の対象となる例が七項目挙げられているが、抽象的な文言で規定されており、ある程度の裁量が入ることは逃れ得ない。特に、特命随意契約は、締結方法の中で例外的な処置であるとの認識を絶えず念頭に置かなければ、不透明な契約であると受けかねない。そこで、昨年度と今年度における特命随意契約を実施した次の主な契約の内容と、特命随意契約とした理由について伺いたい。一、学校給食センターの町内、町外の率も含めた物資購入。二、庁舎及び他の施設の清掃管理業務。三、上下水道の施設管理、特に下水道については産業廃棄物処理業者の指定方法。四、食堂。

社会人教師 の導入を！

山田議員 社会人による学習支援事業は、感受性が強い子供たちにとって、将来への影響が大きく、得難いものが与えられると考えるが、町の見解を伺いたい。教育長 この制度は特別非常勤制度として、十年前から県教育委員会の許可により実施していたが、現在は学校の届出のみで実施できるため活用しやすくなった。今後は、町内の人材確保に努めると共に、現在ある生涯学習人材バンクへの登録を進めていきたい。と同時に、学校の利用体制の確立についても考えていきたい。

五、図書館の本の購入。六、各小中学校の備品購入。教育次長 給食センターの肉類、野菜、豆腐類等は、町内の物資購入組合から購入しており、乾物、鮮魚類については町内、外を問わず、見積もり合わせにより購入している。牛乳については、国の補助金があり、県の学校給食会から購入している。

町内の業者からの購入は、一般材料購入分の約三十七パーセントである。総務部長 庁舎清掃は、十年度から入札を執行し、二社から一社にした。その結果、三千六百四十四円から、九百三十三万六千円に大きく減額している。

中央図書館、中央公民館、保健センター、郷土公民館、高野公民館、心身障害者福祉センターについては、五社の見積もりを取り決定し、金額は昨年と同額である。都市整備部長 下水道の汚泥は、産業廃棄物許可業者、三社に発注している。汚泥処理は、一社が、セメントの材料、燃料の材料にし、二社目はその中間処理をし、煉瓦等に使用しており、三社目はそのまま処分しており、業務に支障をきたさない方法を探っている。

水道事務部長 水道事務所内の清掃業務は四社、排水機は三社から見積もりを取り、決定している。

総務部長 食堂については、平成二年十月に、町の食品協会加入者の中で六社からの申し込みがあり、一社に絞った。内容としては、ガス・水道・電気代は別で、使用料として月二万円を徴収している。

教育次長 図書館の本は、予算額約五千万円の内、約四千五百万円は、守谷町書籍納入組合からほぼ購入している。また、CDやビデオ、カセットは、著作権の処理や、装備関係の問題があり、町外の業者から購入している。

小・中学校の備品については、学校の要請を受けて、金額の大小により、入札の実施や見積り合わせにより、教育委員会で購入している。吉田議員 茨城県では、最低制限価格に代えて基準価格を設け、同価格を下回った場合は業者の財務状況を調査し、適正な施工を確保できると判断すれば落札するという低入札価格制度を十月一日から導入しており、当町においても導入すべきと考えるがどうか。

町長 現在、一般競争入札の場合、ダンピング防止、あるいは仕事を無理に取る不良業者の防止のため最低制限価格を設けている。低入札価格制度については、選定委員会等で協議し、導入できるものであればしていきたい。

吉田議員 大規模な工事においては、建設共同企業体による入札が行われるが、契約の実態、また、大手ゼネコンと地元業者が組む、建設共同企業体の利点と問題点について伺いたい。総務部長 選定委員会において、高額な設計金額あるいは特殊技術を要する工事と判断された場合、守谷町の特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、一般競争入札と同じ方法でジョイントベンチャー、つまりJV方式としての入札を執行している。

JV方式の利点としては、守谷町の中小企業・建設業の技術の向上、受注機会の増大により、地元企業のレベルアップを図っていくことができると考えている。吉田議員 契約の透明性を

図るためにも、現在の入札制度については継続的に広報、公告等を通じて制度を周知し、理解を求めることが必要と考えるがどうか。町長 今回から事後公表もしており、入札方法を広報で周知する等も含め、今後の課題として検討していきたい。

都市計画の 見直しについて

吉田議員 平成六年策定の総合計画と今年策定の後期基本計画を比較し、大きく軌道修正した点について、特に、市制施行の絶対条件であり、各計画の柱である人口フレイムについて伺いたい。また、人口の伸びが見込めない場合、計画の下方修正を行い、市街化から調整区域に変更する、いわゆる逆線引きも考えられると思うがどうか。総務部長 今回の見直しにおける主な施策としては、常磐新線開通の遅延による施策、都市軸道路の建設遅延による施策、介護保健制度について、今年十月から施行する情報公開における施策であり、更には、市制施行に向けた施策についても、基本計画を含めた見直しを実施している。

人口フレイムについては、快適居住地域、旧市街地区域、複合用途地域、集落環境保全地域という人口配分を行っており、常磐新線の具体化による交通体制の整備、守谷東・乙子高野の区画整理事業を加味し、平成七年には四万九千人、九年には五万六千人、そして常磐新線開業予定であった十二年には六万六千人と想定していた。しかし、現状は平成九年十月一日現在で四万七千九百六十三人であり、

八千九百三十七人も想定人口と差があり、最近では月当たり二十人から三十人の増であり、人口フレイムの見直しの必要性はあると思うが、基本的なまちづくりの方向は大きく変わっており、平成十二年度の新計画策定までの見直し期間は、十年、十一年、十二年の三カ年という短い期間であり、その実施に支障がないものとし、総合計画の見直しについては考えていない。

都市整備部長 逆線引きについては現在考えていない。都市計画マスタープランにおいても、市街化区域の拡大については最小限におさえた計画となっており、これらを踏まえて、町民の意見等を伺いたいと考えている。

吉田議員 都市計画道路整備については、将来の財政状況を考慮し、総花的に予算を配分するのではなく、町民の意向と投資効果を考え、路線ごとに優先順位をつけ、順々に整備していくべきと考える。

そこで、優先順位に対する考え方と、供平板戸井線、坂町清水線、みずき野大日線、山王下南守谷線、大柏野木崎線の進捗状況、費用、完成予定について伺いたい。都市整備部長 総合計画における優先順位は、常磐新線と駅周辺・守谷東の区画整理事業に関連する、東駅前通り線、西口駅前通り線、みずき野大日線、坂町清水線、西口大柏線、東口北園線、郷土沼崎線として

また、各路線の進捗状況、完成年度については、次のとおりである。一、供平板戸井線 茨城県の施行で、現在、乙子高野区画整理地内の美園地区の四千四百三十二平

方メートルについて、旧市街地区域、複合用途地域、集落環境保全地域という人口配分を行っており、常磐新線の具体化による交通体制の整備、守谷東・乙子高野の区画整理事業を加味し、平成七年には四万九千人、九年には五万六千人、そして常磐新線開業予定であった十二年には六万六千人と想定していた。しかし、現状は平成九年十月一日現在で四万七千九百六十三人であり、

八千九百三十七人も想定人口と差があり、最近では月当たり二十人から三十人の増であり、人口フレイムの見直しの必要性はあると思うが、基本的なまちづくりの方向は大きく変わっており、平成十二年度の新計画策定までの見直し期間は、十年、十一年、十二年の三カ年という短い期間であり、その実施に支障がないものとし、総合計画の見直しについては考えていない。

方メートルの用地買収が済んでおり、測量が完了している高野小学校までの約二キロについては、平成十五年までに第一期で整備したいが、その後、都市軸道路に開通する取り付け等があり、全線が完了するのは県の方でも非常に難しいとの回答があった。

二、坂町清水線
国道二九四号線から土塔の都市軸道路まで測量が済んでいる。今後の予定としては、平成十四年度までに、二九四号線から都市軸道路まで完了し、十六年度までに都市軸道路から北園野木崎線に向けて、また、二十年度までに、二九四号線から守谷東区域まで整備を進めていきたい。

三、みずき野大日線
守谷東区域から北園野木崎線への二九四号線について用地買収に入っており、平成十二年度までに完成したい。また、守谷東と駅周辺の区画整理地内約六百メートルは、区画整理事業で整備し、新町からみずき野までの約二千メートルについては、郷州沼崎線の完成後、交通量等を検討し整備を進めていきたい。

四、山王下南守谷線
南団地内のふれあい道路から二九四号線までの五百六十メートルを供用開始しており、二九四号線から郷州沼崎線に接続する場所の用地は約百メートルを確保しているのみで、郷州沼崎線の開通を見て整備していきたい。

五、大柏野木崎線
県事業として用地買収を進めており、一部、千四百六十九平方メートルの買収は済んでいる。平成十七年度までにふれあい道路から常磐道まで、二十年度までには常磐道から大野小学校

まで整備する予定である。なお、事業費は、五路線の総事業費を約三百二十九億円と試算しており、県施行である供平坂戸井線が百六十億五千七百万円、大柏野木崎線が二十五億六千八百百万円である。町施行分としては、坂町清水線の残分が六十二億五千七百万円、みずき野大日線が六十七億四千七百万円、山王下南守谷線が十九億四千万円、総事業費は百四十九億四千万円である。国庫補助金の十分の五を繰り入れても七十五億円の一般財源が必要であり、財政状況を考慮しながら整備を進めていきたい。

吉田議員 都市計画道路は、新線関係の取り付け道路が多く、新線が開通した時点で完成していかないと生活道路への車の進入等により混乱が予想されるが、その対応は考えているか。

都市整備部長 駅に向かう全路線が整備できればよいが、財源的な問題もあり、まず郷州沼崎線を新線開通に向けて整備し、それから坂町清水線を二九四号線から庁舎の脇を通る県道までの整備を優先的に進めていきたい。

地元商店街に商品券を！
吉田議員 地域限定の商品券で消費の拡大を図り、地元商店街の活性化を試みる自治体が増えており、当町においても検討の余地があると考えられている。また、敬老会の祝い金の代わりに商品券を活用してはどうか。

町長 当町の場合、商店街での購入が見込めるか、また、商品券を発行する際、その範囲に大型店等も含め、場合、そちらへ流れるという懸念もあり、実施に当

南守谷防災調節池の機能と災害

又未 成人 議員

又未議員 昭和四十一年に河川区域が制定され、河川の整備が進んできたが、ひとたび利根川が増水すると、羽中川、五反田川、大野川それぞれの水門は閉ざされ、内陸部流域より水門へ流れ着いた水は水量を増し、水田に溢れ災害を引き起こしている。

中でも、羽中川上流部にある南守谷防災調節池には、住宅公団の宅地開発に伴う雨水の急激な流出を防ぐ役割を担っており、また、羽中川から百五十ヘクタールの流域面積が調節池に流れ込んでいいると思われ、高野土地改良区の約六十ヘクタールの水田にその水が一遍に流れ込んでいる。

そこで、流域面積百五十ヘクタールの内、市街地分は何ヘクタールか。また、羽中川は都市排水機能をもっていると思うが、その辺の理解はどうか伺いたい。

都市整備部長 南守谷防災調節池の計画では、収水面積は九十一・六ヘクタールとして整備されている。また、この調節池の整備に併せて下流の羽中川を一級河川に指定し、その容量に見合う規模で整備を進めたい。

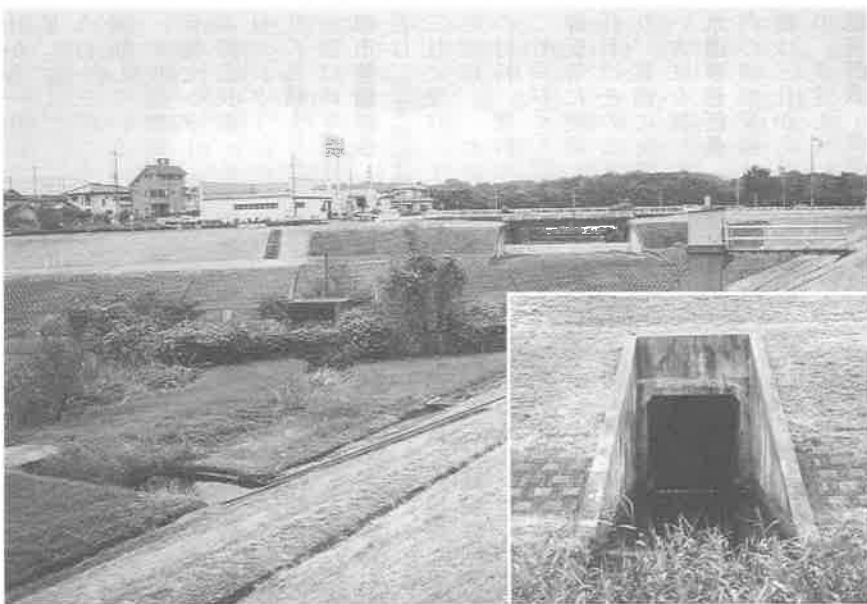
又未議員 羽中川に流れた水は、通常は小排水あるいは上流から流れてきた水であるが、河川法第二条第二項により私権での取水を制限している。それを利用する場合、河川法第二十三条に基づき許可を得る必要がある。よって、地元では排水以外に利用できないものであり、羽中川を管理している県が、排水機場の設置をすべきと考えるがいかなものか。

都市整備部長 調節池の整備段階において当然、いろいろ検討され、ある程度計画の中で対応できる構造として整備されたものであると理解している。

又未議員 台風五号の来襲した後、北守谷、南守谷、みずき野第一・第二の防災調節池を見て回ったが、南守谷防災調節池のみ、その調整機能を果たさず、水は全部羽中川に流出していた。稲の収穫を目前に控えていた地元としては、生活基盤を揺るがす大変な問題であり、町としても実態を把握し、県へ要望して欲しいがどうか。

都市整備部長 確かに南守谷防災調節池の現状は、他の調節池と大分違っている。この調節池の土地改良区、あるいは関係者の協力を得ながら、県にその対応について陳情していきたい。

又未議員 南守谷防災調節池の面積は三万二千七百平方メートル、収水量は八万四千四百立方メートルであり、それを高野の土地改良区の面積分約六十ヘクタールで割ると、約十四センチの水位が下がる。一時、調節池に滞留させることにより下流部の災害は相当防げると考えている。その辺も良く研究し、県と話し合っていたきたい。



南守谷防災調節池（排水口）

水害対策の応急処置に受電設備を！

倉持 洋 議員

倉持（洋）議員 南守谷地区は、以前は山林や水田、畑地が広がり、浸透機能や保水能力があり、降った雨も穏やかに流れて出ていたが、現在は完全に都市化され、舗装面に降った雨は完備された雨水側溝に集められ、一気に流れでてしまうようになっている。

一方、調節池は一気にあ

また、河川法の第四款に緊急時の措置があり、第五十二条には、河川管理者の洪水による災害の発生防止・軽減のため、のダム設置者に対するダム操作の指示について記載されている。当町においては洪水調整のための施設は調節池であることの理解を頂き、被害を最小限にとどめられる様、改めて県に要望して欲しい。

最後に、守谷町では毎年防災訓練を実施しているが、今後水害を含めた防災について、町長の決意の程を伺いたい。

町長 南守谷防災調節池については、県へ積極的に働きかけていきたい。今後も防災については十分に検討、見直しをしていきたい。

この被害を避けるためには、本来の調節池の機能を働かせればよいわけであり、通水口に水門を取付けさえすればよいのである。しかし、これは河川法に基づいて整備されたものであり、町では構造を変えることが出来ないというところであるが、せつかくある調節池なので、その機能を働かせるための方策があれば伺いたい。

都市整備部長 防災調節池については、下流に被害が及ばないよう河川法に基づき設置されたものであり、その構造を変えるためには、管理者である県、あるいは建設省と十分な協議、許可が必要であり、地元の皆さん、あるいは土地改良区の皆さんと協力し、県なりに働きかけていきたい。

倉持（洋）議員 調節池の下流に揚水設備がないのは高野地区の羽中川及び五反田川のみであり、八月末の集中豪雨の際にも、稲が冠水してしまい、地元土地改良区が緊急に、設備会社に依頼し、雨の中、発電機を設置し排水作業を行った。これには大変な危険が伴い、今後このような被害が予想されるので、揚水機場の排水はできないとしても、受電設備があれば、あとは揚水ポンプとホースだけでよいので、受電設備の設置を検討願いたい。

生活経済部長 維持管理費用等の問題もあるので、

ごみ焼却灰の高温溶融処理

倉持（洋）議員

高野土地改良区と協議し、検討していきたい。

倉持（洋）議員 今回、常総広域で、焼却灰の処理方式が、焼却式の高温溶融炉に決まったが、その経緯を伺いたい。

町長 もともと今の施設はダイオキシン対策をしており、厚生省の基準値以内であり、以前は、焼却灰をセメント固化して最終処分場に埋め立てる計画だったが、それをさらに、現在のダイオキシン対策としてベストな高温溶融処理するというのである。

倉持（洋）議員 焼却式の高温溶融炉と電気式高温溶融炉を会派研修で視察してきたが、焼却式はかなりの騒音と悪臭が出る設備であり、電気式は静かで環境的には良いと考えられるが、経費の面で問題があった。最終的に焼却式に決めた理由を伺いたい。

町長 視察した焼却式の施設は、汚泥等も処理していたので、悪臭の出る印象を持ったと思うが、常総広域では、現在処理しているものだけを処理するので、心配はないと思う。

また、電気溶融というものは、燃えた灰だけを溶融するため、前処理が必要になる。前処理のいらぬ燃焼方式にしたということである。

倉持（洋）議員 設置場所について、案があれば伺いたい。

町長 場所については、今後検討していきたい。

倉持（洋）議員 埋立地周辺の地元住民とのコミュニケーションはとれているのか。また、莫大な経費がか

かることが予想されるが、今後、どのような財政方策をとっていくのか伺いたい。

町長 燃焼式の高温溶融処理ということが決定したので、今後、地元の説明会に入っていく。

また、今年度の予算で土地を買収するための、予算措置をしており、建設については来年度以降になる予定である。

介護保険制度

西巻 健治 議員

西巻議員 介護保険制度については、昨年、法律として成立し、二〇〇〇年四月のスタートに向けて各市町村で相当急いで準備が行われている。

その中で、現在の措置制度のもとで行われているサービスが、具体的にどう変化していくのか伺いたい。

保健福祉部長 現在、措置制度のもとで実施している高齢者対策として老人ホームの入所措置があるが、これは介護保険に移行し、養護老人ホームについてはそのまま残ると聞いている。

また、一般福祉対策として行っているデイサービス、ショートステイ等は介護保険に移行するとなっている。

西巻議員 保険料は国の基準では月額二千五百円だが、六十五歳以上と未満でどう違うのか、また、配偶者はどうなるのか、さらにその徴収方法を伺いたい。

保健福祉部長 基準額の二千五百円は、平成七年度に国が試算したもので、介護を受ける方の介護の給付総額を国民の四十歳以上の人口で除した額である。

一号被保険者である六十五歳以上の保険料については、それぞれの市町村で介護保険事業計画を策定中であり、策定委員会、福祉審議会を経て決定される。その基礎調査として被保険者四千名にアンケート調査を



高齢者施策の充実を

実施しており、また、既に在宅介護を受けている約二百六十七名の聞き取り調査をし、保険料の算出の基礎資料としている。

また、二号被保険者である四十歳から六十四歳までの社会保険加入者、国民健康保険加入者については、現在の保険の保険料算定方法に基づいて決定され、それぞれ医療保険者が保険料を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付し、そこから各市町村の介護サービスの状況により交付されるという構成になっている。

さらに、その配偶者については、個々に徴収するのではなく、保険料の中で徴収されることになっている。

西巻議員 この制度は、高齢者の方も応分の負担をするというのが基本であり、生活保護を受けている方には扶助費のほかに介護扶助費を支給し対応するが、それ以外の低所得者には、保険料の軽減措置があるのか。

保健福祉部長 第一号被保険者である六十五歳以上の方の保険料については、各市町村の条例により定めることになっているが、現在の国の指針によると、所得階層により基準保険料の一・五倍から〇・五倍まで五段階の保険料設定がある。

西巻議員 保険料滞納等の問題、また、それに対するペナルティーはあるのか。

さらに、厚生省の発表では、三年ごとに保険料を見直し、二〇一〇年には三千五百円程度になると試算しているが、保険料は今後確実にアップしていくものかどうか伺いたい。

保健福祉部長 介護保険制度は保険料を納めることにおいて給付を受けるという大前提があり、第二号被保険者については、それぞれの医療保険の中で保険料が徴収されるので、滞納の可能性は少ないと思う。

第一号被保険者である六十五歳以上については、年金から特別徴収するが、少額の年金者については、普通徴収となり、滞納の可能性がないとは言えない。

また、三年ごとに五年間の介護保険事業計画を策定するので、保険料についても見直しをすることになり、給付が拡大すればアップする可能性はあると思う。

西巻議員 この制度のもう一つの目的が、医療保険の財政破綻を救うためといわれており、介護の部分を医療から保健福祉に移すことによって、医療保険の財政負担を軽くしようということだが、具体的な数字のシミュレーションを示してほしい。

また、市町村間のサービスの格差を是正するため、広域圏でのサービス体制を整える考えはあるか。

保健福祉部長 この介護保険制度は、福祉と医療に分類されている高齢者の介護に関する制度を再編成して、サービスの仕組みをより効果的に支援してゆくシステムをつくり上げるものであり、特に介護性の強い老健施設にかかる費用、訪問看護にかかる費用等が介護保険に移行になり、国の試算では、三千七百億円が国庫負担の減額になり、町では約一千三百万円が減額になると想定している。

また、保険で賄う給付として、法定給付という一定水準の給付があり、そのほかに、市町村独自の特別給付があるので、それについては市町村間で若干の差は生じると思われる。

西巻議員 介護認定をする際に、トラブルが発生する可能性はないのか。

また、身体障害者の方は適用外になっているが、その理由を伺いたい。

さらに、介護認定審査会の人選の基準を伺いたい。

保健福祉部長 介護保険の給付を受けるのは、六十五歳以上が原則であるが、脳疾患、初老期の痴呆などに介護が必要になった場合には、四十歳から六十四歳でも介護給付が受けられるので、問題になる可能性はある。

また、六十五歳以上になれば介護保険の対象になるが、それ以前については、身体障害者福祉法に基づいた各市町村の福祉対策で対応せざるを得ない。

さらに、審査会は町単独で設置し、保健・医療・福祉の各専門分野から人選し、医師、歯科医、作業療法士、理学療法士、看護婦といった専門の方々を適任と考えている。

西巻議員

配食サービスは

システム化するのが非常に難しいということもあり、介護保険の対象外であり、各市町村独自の判断に任ざれているが、これは介護を支援していく過程で一番大切なものであり、当町の対応を伺いたい。

保健福祉部長 デイサービス事業の一環として、今年度から配食サービスと訪問入浴を実施しており、介護保険制度スタート時には、介護保険の中で実施するの、別のサービスとして実施するのを事業計画策定委員会、あるいは福祉審議会ですら協議していきたい。

西巻議員 現在は民間の団体が厳しい規制の中で許可を得て実施しているが、制度がスタートすると、この規制が緩和されるのか。

保健福祉部長 従来の措置制度から、今度は給付を受ける本人がみずから事業者を選ぶことになるので、民間の活性化に役立つと思うが、事業の認定は県が行うので、把握していない。

西巻議員 サービスを利用する場合には一〇パーセントの利用料金を負担することになるが、その認定を受けたランクの自己負担を払えない場合には、何か救済措置があるのか。

また、特別養護老人ホームに入所している方は、概ね最高ランクの二十九万円程度のサービスを受けられると思うが、食費と利用料金で月額約四万七千円と予想される。年金生活者である入所者にこの金額は払えないと思われるが、なにか救済措置はあるのか。

保健福祉部長 一割負担が高額になる場合、ある程度の助成措置を検討している。なければならないと考えている。

また、法の施行時点での

特別養護老人ホームの入所者については、施行後五年間は負担能力に応じた減免措置を講ずるとしている。

西巻議員 この制度がスタートすると、保険料は払わなければならないが、自分の両親は自分で面倒を見たという人生観を持った人もあると思う。そこで、現金給付という選択肢があるのか伺いたい。

保健福祉部長 介護におけるサービスは、現物給付が原則となっており、現在のところ認められていない。

西巻議員 介護報酬について、ヘルパーさんが常勤で月額二十万円程度と聞いているが、これではマンパワーの確保に支障を来すのではないのか。

保健福祉部長 報酬については、平成十二年の後半あたりには示される予定であり、町としても苦慮している。

西巻議員 事業計画を策定するための基礎調査がどの程度まで進んでいるのか、また、介護保険事業計画策定委員会委員の人選の基準を伺いたい。

保健福祉部長 市町村の介護保険を運営していくためには、介護保険事業計画の策定が義務づけられており、平成十年度、十一年度の二カ年計画で策定する予定であるが、アンケート調査、聞き取り調査の結果により、今後の要介護者の需要度が大体推測でき、また、現在予想される法定給付以外の配食サービス、ふとん乾燥などの市町村の特別給付の事業を介護保険の中に引き込むのが良いのか、別の福祉計画として実施するのが良いのか、検討しているところである。

また、策定委員会は既にスタートし、福祉審議会の専門部会という位置付けに

なっており、認定審査会と同様、保健、医療、福祉関係、行政機関、被保険者代表、一般公募による福祉審議会の委員等で構成され、二十一名の委員で事業計画について検討している。

西巻議員 介護保健法一七条に「事業計画を定め変更しようとするときは、あらかじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とあるが、本来の審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

保健福祉部長 審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

保健福祉部長 審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

保健福祉部長 審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

保健福祉部長 審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

保健福祉部長 審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

保健福祉部長 審議会の持つ機能を実行するため、予算を伴ったものを審議できる審議会方式をとるべきであると考えているがどう

ケアマネージャーの育成

中村 信行 議員

中村(信)議員 厚生省でシルバークラブが提起され、各市町村とも目標とする数値の実施に向けて努力しているところであるが、単独の市町村で対応していくことができない部分は、保健福祉圏において対応するというところになっている。

行政のくくりである取手・北相馬郡に絞って見てみると、高齢化率が高く各市町ともゴールドプランの達成ができないのが現状である。

結論として、取手福祉圏の中では、ほかの市町村で対応するのは無理であり、町独自で立てたシルバークラブを二一を、どうしても年度内に達成していかざるを得ないのである。

この達成について責任を持てるか伺いたい。

保健福祉部長 必要であるという実数を判断した上で、施設なりマンパワーの確保を考えていきたい。

中村(信)議員 必要数の試算をし、目標を設定して関係機関にも働きかけ、積

方式に基づく委託の仕方ではなく、事業の成否に責任を持つてもらうなどの協定を持つべきであると思うかどうか。

都市整備部長 守谷東については、組合さんの選定が第一優先であり、駅周辺については、徐々にそういう形を取り入れていきたい。
中村（力）議員 常総広域の施設等についても、投資をしたものの付加価値を向上させるため、公共諸施設の連携活用を推進して欲しい。

行政界を越えて、施設を活用することによって、自分たちの税金の価値、付加価値そのものを高めていくという意識づくりが必要であり、実践して欲しい。

青少年海外派遣事業について

中村（力）議員 今年で十年目を迎える青少年海外派遣事業については、大変有意義であり、成果も上げてきているが、国際交流協会という組織があり、海外渡航が容易になってきている現在、行政とのかわり合いを少なくしていくべきであると思う。

市民の自主的な組織活動に振り替え、可能な限り行政の介入をなくしていくべきであると思うがどうか。
総務部次長 今の青少年が、夢や希望の持ちにくい時代に入っていることを実感し

ており、青少年に夢を与えることは、行政にとっても極めて重要であると思うし、また、対象となっている十五歳から十七歳の多感な時期にこのような体験をすることは、国際的感覚を身につけること、さらに、それらを基準に日本の現状を考えるということは、大変有意義だと確信している。
町としては、今後、問題点もあるが、効果的に継続していききたいと思うので、理解願いたい。

積極的な住民ニーズの把握

中村（力）議員 予算を実際に運用する場合に、教育は教育の分野、建設は建設の分野という縦割り思考で、今日の予算を消化する業務をした場合、非常にムダが出てくるのではないかと考える。

町では何回か機構改革を行っているが、もう一度機構を考えて見る必要があるのではないかと。

また、これからは住民ニーズをいかに行政に反映させるかが問われる時代である。住民が窓口で苦情を言うに代わる対応するということではなく、企業の営業マンのように、こちらから出向いていく家庭訪問などを職員一人ひとりが実施することによって、これからの新しい時代のまちづくりをお願いしたい。

水道事業について

松本 明子 議員

松本議員 守谷町の水道事業は昭和四十七年に開始し、五十七年から県南広域水道用水供給事業により、県か

ら水を買うようになったが、県水の責任引き取り制により、水道会計が大幅な赤字に転落した。全県的な運動

のもとにこの制度が廃止され、現在の二重価格制度、二部料金制となり、守谷町の水道会計も赤字に転化したという経緯があるが、現在の水道事務所の経営状況をどの様に考えているか、見解を伺いたい。

水道事務所長 現施設のまあいければ、健全な経営ができると思うが、今後、給水量も人口増に伴い増加していくと、施設整備が必要となり、厳しくなると思われる。

町長 給水人口が増える、貯水槽の増設等の必要もあり、厳しいところも必ず出てくるかと考えている。

松本議員 平成四年度に策定された水道整備基本計画の中では、値上げ計画まで試算しているが、給水人口は総合計画の人口に普及率を掛けただけで、また、基となる総合計画についても、平成七年の人口を四万九千人と推計しているが、平成七年の国勢調査人口は四万五千八百二十一人であり、三千人の開きがある。人口の計算の狂いにより、水需要予測の大幅な狂いが生じている。

基本計画に対する信頼度は自治体に対する信頼度に繋がると考えるが、その辺をどの様に考えているのか。
町長 最初の基本計画の人口フレームの誤りも確かにあり、予測通りであれば現在五万数千人の規模となっており、現在の県南水道から買っている水だけでは足りなくなる。町としても見通しの甘さがあったことについては指摘の通りと思っている。

また、当町では様々な企業が立地しており、近い将来水不足が生じることは確実である。現在は、県南水道から購入できる見通しが

なく、人口からの計算では、水道水の量も若干余裕があるが、人口だけでは計り切れないため、節水を呼びかけている。

松本議員 水道料金を上げることに、県民にどれだけの負担がかかるかは各町村ごとに異なると言っているが、県のこうした態度に對し、どの様に考えているのか伺いたい。

また、県土地計画課が、鹿嶋工業用水が余っており、有効活用したらどうか、との報告をしている。工業用水の水道用水への活用についてはどう考えるか。
町長 受益者負担の原則は、公営企業法からすればやむを得ない。守谷町でも、どうしても赤字が膨らんでしまった時には、水道料金の値上げ、つまり住民負担に繋がるので、県の立場も理解できるが、我々としては値上げして欲しくない。

また、工業用水を水道に利用するのは賛成であり、今後水が不足し、他地域の余った分を回して貰えない場合、工業用水の使用を検討する必要がある。幸い、アサヒビールが県南工業を使用しており、配水管も来ているので、一考の余地はあると考える。

松本議員 県に対して、水道料金の値上げ案の撤回、工業用水・農業用水を使用できるように計画の見直し



水道事務所給水タンク

また、余っている水の有効活用について要求して欲しいがどうか。

町長 今、茨城県全体を考えると、県南、県西地域は水道が普及しており、我々はその恩恵に浴しているが、鹿行、県北地域では、ほとんど水道が普及していないのが現状であるので、企業局へは、値上げをしないで欲しいということを口頭で申し入れた。

松本議員 料金値上げについて、県企業局長は、市町村に即反映とはならないといっているが、仮に県議会が議決された際、町長は即料金改定をお考えか。
町長 即料金値上げを審議会に諮ることはない。

松本議員 県が値上げをしないよう、全住民を挙げて運動し、町もそのバックアップをしてほしい。

また、町としても、公共施設の、雨水利用等による節水を考えていただきたい。

高温溶融炉の安全性について

松本議員 高温溶融炉の安全性については、先進地を研修し、資料を収集したとの事であるが、場所、安全性を示すデータの収集状況について伺いたい。

町長 場所については、埼玉県の大宮清掃センター、東京都の多摩清掃工場、千葉県の東金市外三町組合の清掃センター、また、袖ヶ浦市の株式会社日本パル、そして横浜市の日本鋼管の施設を視察した。また、安全性については、焼却灰、焼却飛灰のダイオキシンの残留濃度は、コンマ零幾つとなる様な処理がされている。

松本議員 溶融処理について、既に次のような問題点

があると指摘されている。一、燃料燃焼方式ではない、たん燃焼するが、残渣はそのままでは燃えず、高温でなければ将来枯渇する化石燃料や電力を浪費してしまうこと。

二、地球温暖化を促す炭酸ガスの排出を増大させること。

三、公共施設で公務員がメンテナンスをするのはかなり困難であり、メンテナンスが込め、別かで炉の金額が変わるということである。回収できるものは品質が悪く、溶融促進剤を添加する必要があり、設備投資や運転管理費が一層かさんでくること。

五、焼却炉は二、三年に一度の補修だが、溶融炉は高温のため、さらに補修が必要になること。

六、沸点の低い水銀、鉛等の有害金属が排出される危険性があり、再処理にも困ること。

七、灰の組成と溶融時の条件により、精製したスラグから六価クロム等が溶出する危険性があること。

中小企業対策

松本議員 バブル崩壊後、守谷町においても倒産や自己破産が相当あると聞いている。この原因としては、消費税増税や医療費の国民負担増などを主として、大店法の改悪、加えて銀行の

貸し渋り等が挙げられる。そうした状況を表しているのが、自治金融、振興金融の利用率であり、平成九年度の利用状況伺いたい。また、自治金融の斡旋をする際の、審査の内容について伺いたい。

生活経済部次長 平成九年度の中小企業の自治金融の利用件数は三十八件、振興金融については一件であり、融資総額は自治金融が一億六千七十万円、振興金融は一千万円であった。その中で、限度額一杯を借りた方は約半数ということである。

商工会長を委員長とし、副会長、各部長、町からは生活経済部長、経済課長、そして町内の金融機関から、各銀行の支店長が委員となり、自治金融の審査委員会は町の条例に基づき、商工会に委託という形で実施している。

審査の内容については、申込みの記載要綱に従い、町の条例に基づき、一件一件、金額の妥当性等について慎重に審査をし、融資を決定している。

松本議員 ひたひたな市では、不況克服のため貸付額倍増と、商業活性化設備近代化観光施設整備、事業転換支援、そして経営安定化対策という中小企業向け新融資制度をつくったと聞いている。

守谷町でも、貸付額増加や償還期限の延期等の要望があるが、新制度をつくる考えはあるか。また、融資制度においては、現在二パーセントの利子補給がされているが、再度延長する考えはあるか。

生活経済部長 現在、新制度導入については考えていない。また、利子補給については、期限は定めておらず、当分の間補給していき

たい。信用保証料の補給の期限については、補助交付要綱で三年としており、第二期の延長期限が平成十一年三月で終了するが、再度延長する方向で検討していきたい。

限度額は、自治金融は一千万円、振興金融は二千万円である。限度額一杯の申込者は全数の約半分であり、限度額の引き上げを期待する企業はないと考え、融資限度額の増額は考えていない。

任意入院に医療費補助を！

松本議員 精神障害者の入院状況は、全額公費負担の措置入院よりも任意入院の方が圧倒的に多く、相当個人負担があり、精神障害者の親は高齢者が多いという現状である。精神障害者が任意で入院した際には、医療費の一部を補助するという制度を是非実施して欲しいがどうか。

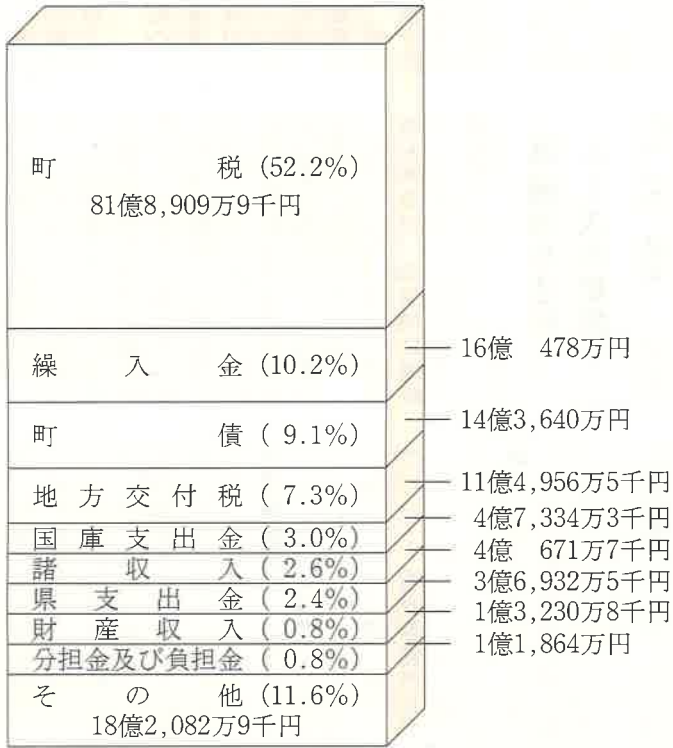
また、葬祭費は、近隣市町村では五万円支給されているが、守谷町では四万円である。その額の開きについてどう考えるか伺いたい。

保健福祉部次長 福祉事業、助成事業は地域間に余り格差があるが、制度そのものの信頼性が薄れ、また、手続上の混乱、支障を来すと考え、近隣とのバランスが必要だと認識している。茨城県内では、水戸市のみ実施しているとのことであり、もう少し、熟成化するまで時間を頂きたい。

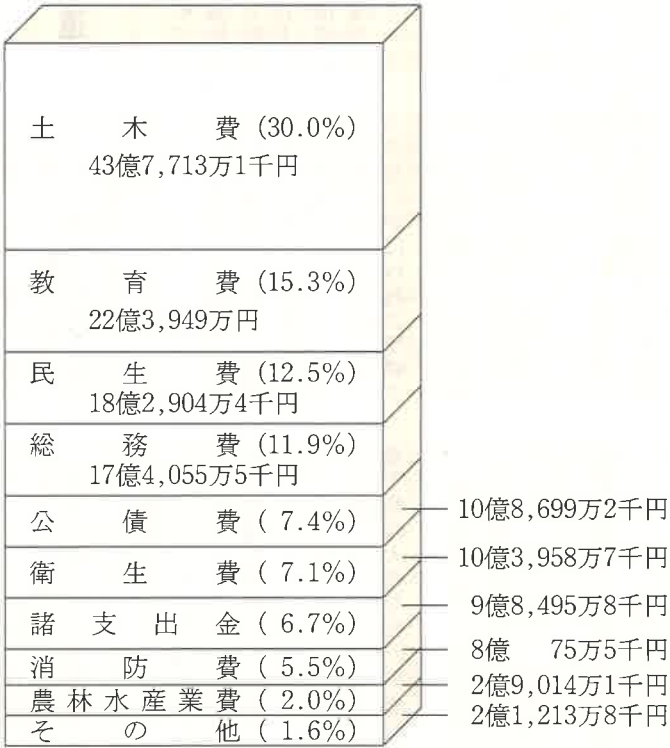
また、葬祭費については、県内八十五団体の支給状況を見ると、三万円から五万円という金額が全体の九十一パーセントを占めており、当町の支給額は平均的であると考えている。

一 般 会 計 の 内 訳

歳 入



歳 出



平成九年度決算のあらまし

平成9年度会計別決算

会 計 区 分		予 算 現 額	収 入 済 額	収入率	支 出 済 額	執行率
一 般 会 計		157億4,491万円	157億 100万6千円	99.7%	146億 79万1千円	92.7%
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計		30億8,991万6千円	30億 888万8千円	97.4%	28億2,413万円	91.4%
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		20億2,673万8千円	20億5,156万9千円	101.2%	19億1,346万8千円	94.4%
老 人 保 健 特 別 会 計		19億7,690万3千円	19億4,399万1千円	98.3%	19億3,564万2千円	97.9%
守谷駅周辺一体型土地区画整理事業特別会計		7億6,323万5千円	7億3,316万3千円	96.1%	6億7,118万8千円	87.9%
公共用地先行取得事業特別会計		24億1,172万3千円	24億1,172万3千円	100.0%	20億2,433万5千円	83.9%
農業集落排水事業特別会計		2億6,564万6千円	2億6,599万9千円	100.1%	2億6,206万5千円	98.7%
水道事業会計	収 益 的 収 入	11億 392万4千円	11億2,300万5千円	101.7%	—	—
	収 益 的 支 出	10億6,146万1千円	—	—	10億4,041万円	98.0%
	資 本 的 収 入	7,732万7千円	7,617万円	98.5%	—	—
	資 本 的 支 出	1億8,952万9千円	—	—	1億8,448万6千円	97.3%

審議にあたっては議長を除く十九名の委員で構成する決算特別委員会を設置しました。各委員が町執行部に對し、有効かつ効率的な財政運営をめぐって活発な質疑を行い、慎重な審査を経て本会議に報告され、各会計とも賛成多数で可決されました。

次の定例会は12月上旬を予定しています。
庁舎1階ロビーのテレビで、本会議の様子を放映する予定です。

松本 明子 議員



去る六月十五日に、茨城県町村議会議長会より、本町議会の松本明子議員が、多年にわたり地方自治の振興発展に寄与された功績に、より表彰され、伝達式が七月二十四日の臨時本会議前に行われました。

松本明子議員表彰される

第4回（12月）定例会の日程

会期日程 本 会 議					1	2	3	4	5	6	7	8
告示日					1	2				3	4	5
5日間					議案上程 提案理由説明 重点事項説明	原案に 対する 質疑	常任 委員会	常任 委員会	常任 委員会	町政に 関する 一般質問	町政に 関する 一般質問	委員長報告・質疑 討論 採決
5 4 3 2 1					※土・日・祝日は休会となります。							
議会運営委員会 (告示日以降のいずれかの日)												

○常任委員会は委員の間で日程を調整し、委員長が招集します。
○町政に関する一般質問は、通告制をとっていますので、1日で終了することもあります。
○本会議、各委員会（委員長の許可が必要）とも傍聴ができます。
※上記の表は標準的な日程であり、正式な日程については、議会運営委員会で協議され、定例会初日の本会議で決定されます。